

認知症専門ケア加算 算定のガイドブック

目次

- はじめに
- 認知症専門ケア加算とは？
- 認知症専門ケア加算の単位数
- 認知症専門ケア加算の算定要件
- 認知症専門ケア加算の留意点(Q&A)

はじめに

本資料をダウンロード頂きありがとうございます。

本資料は認知症専門ケア加算に関する前提情報を把握するために活用いただく資料となっています。具体的な解釈や申請等については、公表されている最新情報をもとに、所轄官庁へお問い合わせいただきますよう何卒宜しくお願い致します。

認知症専門ケア加算とは？

認知症専門ケア加算とは、認知症介護について一定の経験を持ち、国や自治体を実施したり指定したりする認知症ケアに関する専門研修を修了した職員が介護サービスを提供することを評価する加算です。

2021年度介護報酬改定では、介護サービス全般の認知症への対応力を向上させるため、居住系サービスに加え、訪問系サービス（訪問介護、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護）でも算定できるようになりました。

認知症専門ケア加算の単位数

認知症専門ケア加算は(Ⅰ)・(Ⅱ)の2種類があり、算定できる単位数は以下のようになっています。

- 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 90単位／月
- 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 120単位／月

※(Ⅰ)・(Ⅱ)の併算定はできません。

※上記は定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護(Ⅱ)の提供事業所が算定できる単位数です。

認知症専門ケア加算（Ⅰ）の算定要件

以下の要件をすべて満たす必要があります。

- ①認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の50以上を占めること
- ②認知症介護実践リーダー研修修了者（※1）を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上（※2）の者が20名未満の場合は1名以上、20名以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、専門的な認知症ケアを実施していること
- ③当該事業所の従業員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に行っていること

（※1）以下のいずれかの研修を修了している看護師でも可能です。

- ①日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修
- ②日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程
- ③日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」
- ③については認定証が発行されている者に限ります。

（※2）日常生活自立度Ⅲ以上...日常生活の行動に支障をきたす症状や行動があるため介護を必要とする者を指します。

認知症専門ケア加算(Ⅱ)の算定要件

以下の要件をすべて満たす必要があります。

- ① 認知症専門ケア加算(Ⅰ)の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者養成研修修了者※を1名以上配置し、事業所 全体の認知症ケアの指導等を実施していること
- ②介護、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施または実施を予定していること

※(Ⅰ)同様、認知症看護に係る適切な研修を修了した看護師の配置でも可能です。

認知症専門ケア加算の留意点(Q&A)

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.4)(令和3年3月29日) 問30

Q.

認知症高齢者の日常生活自立度の確認方法は。

A.

認知症高齢者の日常生活自立度の決定に当たっては、医師の判定結果または主治医意見書を用いて、居宅サービス計画又は各サービスの計画に記載することとなる。

なお、複数の判定結果がある場合には、最も新しい判定を用いる。

・医師の判定が無い場合は、「要介護認定等の実施について」に基づき、認定調査員が記入した同通知中「**(4)**認定調査員」に規定する「認定調査票」の「認定調査票(基本調査)」7の「認知症高齢者の日常生活自立度」欄の記載を用いるものとする。

・これらについて、介護支援専門員はサービス担当者会議などを通じて、認知症高齢者の日常生活自立度も含めて情報を共有することとなる。

認知症専門ケア加算の留意点(Q&A)

令和3年度介護報酬改定に関するQ & A(Vol.4)(令和3年3月29日)問31

Q.

認知症介護に係る専門的な研修を修了した者を配置するとあるが、「配置」の考え方は。常勤要件等はあるか。

A.

- ・ 専門的な研修を修了した者の配置については、常勤等の条件は無いが、認知症チームケアや認知症介護に関する研修の実施など、本加算制度の要件を満たすためには事業所内での業務を実施する必要があることから、加算対象事業所の職員であることが必要である。
- ・ なお、本加算制度の対象となる事業所は、専門的な研修を修了した者の勤務する主たる事業所1か所のみである。

認知症専門ケア加算の留意点(Q&A)

令和3年度介護報酬改定に関するQ & A(Vol.4)(令和3年3月29日)問32

Q.

認知症専門ケア加算(Ⅱ)の認知症介護指導者は、研修修了者であれば管理者でもかまわないか。

A.

・認知症介護指導者研修修了者であり、適切に事業所全体の認知症ケアの実施等を行っている場合であれば、その者の職務や資格等については問わない。

認知症専門ケア加算の留意点(Q&A)

令和3年度介護報酬改定に関するQ & A(Vol.4)(令和3年3月29日)問33

Q.

認知症介護実践リーダー研修を修了していないが、都道府県等が当該研修修了者と同等の能力を有すると認めた者であつて、認知症介護指導者養成研修を修了した者について、認知症専門ケア加算における認知症介護実践リーダー研修修了者としてみなすことはできないか。

A.

- ・ 認知症介護指導者養成研修については認知症介護実践研修(認知症介護実践者研修及び認知症介護実践リーダー研修)の企画・立案に参加し、又は講師として従事することが予定されている者であることがその受講要件にあり、平成20年度までに行われたカリキュラムにおいては認知症介護実践リーダー研修の内容が全て含まれていたこと等の経過を踏まえ、認知症介護実践リーダー研修が未受講であっても当該研修を修了したものとみなすこととする。
- ・ 従って、加算対象となる者が20名未満の場合にあつては、平成20年度以前の認知症介護指導者養成研修を修了した者(認知症介護実践リーダー研修の未受講者)1名の配置で認知症専門ケア加算Ⅱを算定できることとなる。

認知症専門ケア加算の留意点(Q&A)

令和3年度介護報酬改定に関するQ & A(Vol.4)(令和3年3月29日)問34

Q.

例えば、平成 18 年度より全国社会福祉協議会が認定し、日本介護福祉士会等が実施する「介護福祉士ファーストステップ研修」については、認知症介護実践リーダー研修相当として認められるか。

A.

本加算制度の対象となる認知症介護実践リーダー研修については、自治体の実施又は指定する研修としており、研修カリキュラム、講師等を審査し、適当と判断された場合には認められる。

認知症専門ケア加算の留意点(Q&A)

令和3年度介護報酬改定に関するQ & A(Vol.4)(令和3年3月29日)問35

Q.

認知症介護実践リーダー研修修了者は、「痴呆介護研修事業の実施について」(平成12年9月5日老発第 623 号)及び「痴呆介護研修事業の円滑な運営について」(平成12年10月 25 日老計第 43 号)において規定する専門課程を修了した者も含むのか。

A.

含むものとする。

認知症専門ケア加算の留意点(Q&A)

令和3年度介護報酬改定に関するQ & A(Vol.4)(令和3年3月29日)問36

Q.

認知症専門ケア加算における「技術的指導に係る会議」と、特定事業所加算やサービス提供体制強化加算における「事業所における従業員の技術指導を目的とした会議」が同時期に開催される場合であって、当該会議の検討内容の1つが、認知症ケアの技術的指導についての事項で、当該会議に登録ヘルパーを含めた全ての訪問介護員等や全ての従業員が参加した場合、両会議を開催したものと考えてよいのか。

A.

貴見のとおりである。

認知症専門ケア加算の留意点 (Q&A)

令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.4) (令和3年3月29日) 問38

Q.
認知症専門ケア加算(Ⅱ)を算定するためには、当該加算(Ⅰ)の算定要件の一つである認知症介護実践リーダー研修修了者に加えて、認知症介護指導者養成研修修了者又は認知症看護に係る適切な研修修了者を別に配置する必要があるのか。

A.
必要ない。例えば加算の対象者が20名未満の場合、

- ・ 認知症介護実践リーダー研修と認知症介護指導者養成研修の両方を修了した者
- ・ 認知症看護に係る適切な研修を修了した者

のいずれかが1名配置されていれば、認知症専門ケア加算(Ⅱ)を算定することができる。

(研修修了者の人員配置例)

		加算対象者数			
		～19	20～29	30～39	..
必要な研修 修了者の 配置数	「認知症介護に係る専門的な研修」				
	認知症介護実践リーダー研修	1	2	3	..
	認知症看護に係る適切な研修				
	「認知症介護の指導に係る専門的な研修」				
	認知症介護指導者養成研修	1	1	1	..
	認知症看護に係る適切な研修				

(注) 認知症介護実践リーダー研修と認知症介護指導者養成研修の両方を修了した者、又は認知症看護に係る適切な研修を修了した者を1名配置する場合、「認知症介護に係る専門的な研修」及び「認知症介護の指導に係る専門的な研修」の修了者をそれぞれ1名配置したことになる。